



島根県報

平成17年12月2日 (金)
第 1,732 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく指 定地方公共機関の指定	(消 防 防 災 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	(")	2
土地改良事業施行の認可	(農 村 整 備 課)	2
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	2
保安林の指定の解除	(")	3
保安林予定森林	(")	3
解除予定保安林 (2 件)	(")	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	5
平成17年度地籍調査事業の決定の一部変更	(用 地 対 策 課)	5
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	5
道路の供用開始	(")	8

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	9
県内情報ネットワーク端末装置の賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	10

選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体	11
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体	11
政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体	12
政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあった資金管理団体	12

告 示

島根県告示第1,230号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号) 第 2 条第 2 項の規定に基づき、指定地方公共機関を次のとおり指定したので、告示する。

平成17年12月2日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 日本エアコミューター株式会社

島根県告示第1,231号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定した

ので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年12月2日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
きむらこどもファミリークリニック	出雲市西新町1丁目2548-9	平成17年11月9日
そうみやクリニック	出雲市渡橋町730-1	平成17年11月1日

島根県告示第1,232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年12月2日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
あすか薬局	松江市灘町107	松江市天神町15番地ウイステリア天神1F	平成17年11月1日

島根県告示第1,233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成17年12月2日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	認可年月日
松江市土地改良区	八幡地区用排水施設事業（基盤整備促進事業）	平成17年11月24日

島根県告示第1,234号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年12月2日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 保安林の所在場所
浜田市金城町上来原877
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
㊦ 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

浜田市三隅町井野口175 - 2、口176、口755から口759まで、口769 - 1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,235号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年12月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1132 - 14

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

島根県告示第1,236号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年12月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町阿須那1636 - 1、1637、2915 - 1、2916 - 2、2917 - 2、2919、2923

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町雪田309、312から315まで、318から320まで、322、2176 - 1、2176 - 3、2178から2182まで、2184、2186、2187 - 1、2187 - 2、2188、2189 - 1、2189 - 2、2247

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,237号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年12月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市木次町東日登1496 - 8、1496 - 15

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

農道用地とするため

島根県告示第1,238号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年12月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

仁多郡奥出雲町八川叶谷東山2759 - 47から2759 - 49まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第1,239号

平成17年島根県告示第1,011号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を出雲市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年12月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
(市)郡	(町)村	大字	地番	保安林の権利者	住 所
(出雲)	(佐田)	(冠せず) 原田	1562 - 17	中井 孝	兵庫県明石市東野町2199 - 11
			1563 - 5	亀井 義久	米子市皆生1903
			1819 - 29	高橋 国重	出雲市佐田町原田1020
	(冠せず) 大呂	3102 - 12	今岡 友紀 今岡 大	出雲市小山町56	
		3102 - 29	神田 太一	出雲市佐田町大呂706 - 4	
		3102 - 31	木村 政一	雲南市掛合町波多1002 - 1	

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第1,240号

平成17年度地籍調査事業の決定（平成17年島根県告示第549号）の一部を次のように改正し、平成17年12月 2 日から施行する。

平成17年12月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

表江津市の項を次のように改める。

江津市	波子 1 区 平田 8 区	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで
-----	------------------	------------------------

島根県告示第1,241号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年12月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延長	
県 道	本庄福富松江線	松江市南田町80番7地先から同市殿町345番地先まで	前	メートル 10.70～ 18.40	メートル 492.00	松江土木建築事務所	道路改良工事	
		松江市南田町80番7地先から同市殿町354番地先まで	後	29.00～ 52.00	481.00		拡幅	
"	松江鹿島美保関線	松江市殿町191番12地先から同町345番地先まで	前	11.40～ 19.90	152.60	松江土木建築事務所	道路改良工事	
			後	29.00～ 41.00	152.60		拡幅	
"	宮内掛合線	雲南市掛合町穴見1033番地先から同511番地先まで	前	3.50～ 8.00	276.00	松江土木建築事務所	道路改良工事	
			後	6.50～ 55.00	276.00		拡幅	
"	"	雲南市掛合町穴見511番地先から同854番地先まで	前 A	4.00～ 6.50	88.00	松江土木建築事務所	道路改良工事	
			後	A	4.00～ 6.50		88.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				B	10.00～ 15.00		74.50	
"	"	雲南市掛合町穴見854番地先から同490番4地先まで	前	4.00～ 9.00	184.00	松江土木建築事務所	道路改良工事	
			後	7.00～ 13.50	184.00		拡幅	
"	"	雲南市掛合町穴見490番4地先から同69番4地先まで	前 A	3.50～ 7.00	76.00	松江土木建築事務所	道路改良工事	
			後	A	3.50～ 7.00		76.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				B	7.00～ 15.00		63.00	
"	"	雲南市掛合町穴見69番4地先から同472番地先まで	前	3.50～ 10.50	500.00	松江土木建築事務所	道路改良工事	
			後	9.00～ 20.00	499.00		拡幅	
"	"	雲南市掛合町穴見472番地先から同145番1地先まで	前 A	3.50～ 10.00	140.00	松江土木建築事務所	道路改良工事	
			後	A	3.50～ 10.00		140.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				B	7.00～ 13.50		136.00	

"	川本波多線	飯石郡飯南町志津見 322番1地先から同地 先まで	前	11.50 ~ 12.00	5.20		雪量観測所設置 拡幅	
			後	21.00	5.20			
"	玉湯吾妻山 線	仁多郡奥出雲町佐白8 番5地先から同24番1 地先まで	前	A	10.00 ~ 30.00	243.00	木次土木建 築事務所仁 多土木事業 所	ダブルウェイ解 消 左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 町道移管
				B	9.00 ~ 33.00	300.00		
			後	B	9.00 ~ 33.00	300.00		
"	大社立久恵 線	出雲市松寄下町1275番 地先から同市高松町 1230番1地先まで	前	6.10 ~ 15.00	191.00		道路改良工事 拡幅	
			後	21.00 ~ 36.50	204.00			
"	"	出雲市高松町1230番1 地先から同町1053番4 地先まで	前	A	5.00 ~ 12.00	273.00	出雲土木建 築事務所	道路改良工事 左記のA, B 及 びCは関係図面 に表示する敷地 の区分をいう。 トリプルウェイ
				B	5.40 ~ 9.00	104.00		
			後	A	5.00 ~ 12.00	273.00		
				B	5.40 ~ 9.00	104.00		
				C	11.30 ~ 35.00	173.00		
"	外園高松線	出雲市下横町317番1 地先から同市松寄下町 1870番4地先まで	前	5.00 ~ 6.50	58.00		道路改良工事 拡幅	
			後	6.00 ~ 27.00	57.00			
"	"	出雲市松寄下町1870番 4地先から同市高松町 字大披1245番2地先ま で	前	A	5.30 ~ 11.00	250.00	道路改良工事 左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ	
		出雲市松寄下町1870番 4地先から同市高松町 字大披1245番2地先ま で		A	5.30 ~ 11.00	250.00		
		出雲市高松町1374番5 地先から同町字大披12 45番2地先まで	後	B	15.80 ~ 35.00	205.00		
"	"	出雲市高松町字大披 1245番2地先から同市 松寄下町字鳥居田708 番1地先まで	前	6.80 ~ 12.50	96.00		道路改良工事 拡幅	
			後	20.00 ~ 40.00	96.00			

"	日貫川本線	邑智郡邑南町日和898番1地先から同2123番地先まで	前 A	4.00~7.00	264.00	川本土木建築事務所	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 町道移管
			前 B	8.00~20.00	246.00		
			後 B	8.00~20.00	246.00		
"	高見出羽線	邑智郡邑南町原村1010番1地先から同563番1地先まで	前	5.00~13.00	584.00		道路改良工事 拡幅
			後	11.00~33.00	584.00		
"	川本波多線	大田市三瓶町志学字酢梅ヶ谷ハ336番6地先から同字ハ336番5地先まで	前	4.50~17.50	72.00	川本土木建築事務所大田土木事業所	災害防除工事 拡幅
			後	7.00~23.50	72.00		
"	浜田八重可部線	浜田市後野町2494番4地先から同地先まで	前	6.00~6.10	25.00	浜田土木建築事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	8.00~14.00	25.00		
"	匹見左鍔線	鹿足郡津和野町左鍔字木野尻440番1地先から同町左鍔字木野2073番1地先まで	前 A	3.80~12.00	170.00	益田土木建築事務所津和野土木事業所	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 橋梁撤去、一部町道移管
			前 B	9.00~27.50	140.00		
			後 B	9.00~27.50	140.00		
"	柿木津和野停車場線	鹿足郡津和野町笹山398番2地先から同町笹山1260番1地先まで	前	14.00~42.00	160.20		林道取付に伴う 拡幅
			後	21.80~42.00	160.20		

島根県告示第1,242号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年12月2日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	西郷都万五箇線	隠岐郡隠岐の島町郡千田39番2地先から同18番3地先まで	メートル 360.00	平成17年 12月2日		

"	"	隠岐郡隠岐の島町油井妙木317番1地先から同321番1地先まで	110.00	"		
"	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町大久上ノ久保呂10番2地先から同地先まで	42.00	"	隠岐支庁	
"	"	隠岐郡隠岐の島町大久上ノ久保呂13番1地先から同町大久ココヲ廣1番2地先まで	130.00	"		
"	"	隠岐郡隠岐の島町大久向灘4番1地先から同14番1地先まで	59.00	"		
"	川本波多線	飯石郡飯南町志津見322番1地先から同地先まで	5.20	"	木次土木建築事務所	
"	宮内掛合線	雲南市掛合町穴見1033番地先から同145番1地先まで	1,232.50	"		
"	高見出羽線	邑智郡邑南町原村1010番1地先から同1136番地先まで	200.00	"	川本土木建築事務所	
"	波根久手線	大田市久手町波根西字柳瀬23番1地先から同町波根西字久手2352番地先まで	402.00	平成17年12月10日	川本土木建築事務所大田土木事業所	
"	匹見左鏡線	鹿足郡津和野町左鏡字木野尻440番1地先から同字2075番5地先まで	242.00	平成17年12月2日	益田土木建築事務所津和野土木事業所	
"	柿木津和野停車場線	鹿足郡津和野町笹山398番2地先から同町笹山1260番1地先まで	160.20	"		

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年12月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年11月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ファミリーサポートホーム金太郎の家

3 代表者の氏名

岩井元之助

4 主たる事務所の所在地

簸川郡斐川町大字学頭1463番地10

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、福祉の増進を図る活動及び子どもの健全育成を図る活動に関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書
定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年12月2日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

県内情報ネットワーク端末装置賃貸借契約

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14 借入品」、中分類「(2) 情報処理機器」に格付Aで登録された者であること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852-26-0110 内線2235～2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年12月2日から12月7日までの間、上記(1)の場所において交付する。

（交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年12月12日（月） 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 7階警友談話室

ウ 開札 即時開札

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 その他

詳細は入札説明書による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年12月 2 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
日本を正す会	北島 恵一	石原 洋二	鹿足郡六日市町朝倉1415 - 1
石橋正夫後援会	小谷 悟	杉泊 茂美	那賀郡弥栄村大字高内口162 - 2
ニュータウン隠岐クラブ	安部 和子	山根 百子	隠岐郡隠岐の島町南方988

島根県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条第 1 項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年12月 2 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党赤来町支部	主たる事務所 の所在地	飯石郡飯南町塩谷591	飯石郡飯南町野萱806
	代 表 者	難波 俊司	安部 朋次

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
黒田忠孝後援会	代 表 者	小松原 頼道	黒田 節雄
島根県看護連盟	政治団体の 名 称	島根県看護連盟	日本看護連盟島根県支部
宇津徹男後援会	会計責任者	清本 勝	俵 三九郎
島根県税理士政治連盟	会計責任者	黒田 昌弘	吉本 弘行
森下保後援会	代 表 者	鞆工 勝美	斎藤 保
	会計責任者	澄川 忠男	鞆工 勝美

島根県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第3項の規定により告示する。

平成17年12月2日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 その他の政治団体

名 称	解散年月日
おくだ正雄後援会	平成17年3月31日
沢田忠明後援会	平成17年8月31日
税理士による亀井久興後援会	平成17年10月13日
やまさき一枝後援会	平成17年10月31日
清谷祐二後援会	平成17年10月28日
佐々木喜久後援会	平成17年11月14日

島根県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成17年12月2日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
佐々木 喜久	浜田市議会議員	佐々木喜久後援会	浜田市鍋石町304	佐々木 喜久

